

第4回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成26年10月6日(月)15:00~16:15

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、木村良一委員、福土隆三委員、田村早苗委員、松宮俊洋委員、鎌田和子委員、三国谷清一委員 《計10名》

【事務局】 総務部長 嶋口幸造、総務部理事 鈴木裕司、人事課長 山谷直大、人事課副参事 三浦大延、人事課主幹 田村亜希世、人事課主事 長内寛幸 《計6名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 閉会

【審議会議事要旨】

山谷人事課長

それでは、始めさせていただきます。会議の議長は、審議会条例の規定により、会長がつとめることとされておりますので、会長よろしくお願い致します。

福士会長

それでは、ただいまから、第4回特別職報酬等審議会を開催致します。

審議会の条例によりますと、審議会は委員の過半数以上の出席により成立することとなっておりますので、今日の審議会は成立致します。

では、これから審議に入りたいと思うんですが、その前に、前々回の審議会では、市長と副市長の給料、それと、前回は議長・副議長・議員の議員報酬の適正な額と改定の時期について審議致しました。

それらについては、それぞれ一定の方向性が出されたものですから、審議会として採決を取らせていただいたという事でございます。

これまでの審議では、はじめに、引下げ・引上げの結論ありきではなく、有識者の論文や国における議論の内容等も踏まえて、時代に応じた適正な水準、すなわちその一方では特別職としての活動内容を踏まえたあるべき水準をゼロベースで、議論することとしたということがございます。

議論に当たっては、議論をいわゆる効率的に進めるというか、私と事務局とで協議した上で、私なりの試案を出させていただいて、それらも踏まえながらも、またその他にも、様々な意見が出されました。

議員報酬に際しての議論を、皆さんからいただいた意見をかいつまんで要約させていただきますと、市長の給料月額を決定したときと同様に、正規分布を用いて導きだすべきではないか、それから、前回（平成24年）の審議会で紹介した部長級の給料月額の変化率を用いるべきだと、それから、国会議員等との比較はなじまないのではないかという意見も出されました。それから、市長の給料と議員の議員報酬の考え方は、異なっていていいんだという考え方ですね、それから、議員の報酬は励みになるようなある程度の額とし、仕事はしっかりしてもらおう、というような考え方ですね、削減しすぎることによって議員のやり手がなくなるおそれもあるという意見もございました。それから、議員としてやるべきことをやってもらい、そこで市民がわかりやすいような検証や評価を受けるようなしくみも大事だという意見もございます。それから、現行（の額）とですね、議会で審議が予想されるような額と極端な乖離は様々な問題が出るでしょうけれども、それなりの妥当性のあるものであれば、最終的に条例化すべきであるということで、議員にも市民にも納得してもらえようことを視野に議論すべきというふうな意見も出されております。市民感情を考慮するとですね、現在の削減率である10%より若干でも下げるべきではないのか、という意見も一方であります。それから、議員は首長と違い、

一人で議会活動・議員活動をする。また、サラリーマン等と同じように考える市民感情だけで決めてはならない、といったような様々な多面的な意見が出されていたことを申し上げたいと思います。

前回お伝えしたように、私と事務局のほうで協議して「答申案」を作成して、事前に皆様にお送りしてあると思うんですが、今回は、これをたたき台に、皆さんの御意見等を伺いながら最終的な「答申」を完成させたいというふうに考えております。

その論議に入る前に、実は先日、三国谷委員から、私と事務局に対してとありますが、審議に関する何点かの御質問がございました。

質問は審議会に関するものであり、その内容は公平に委員の皆様とも共有したいと考えますので、まずは、その案件について御説明したいと思うんですが、説明は事務局のほうからお願いしたいと思いますので、事務局説明してください。

山谷人事課長

はい。お手元に今、資料をお配りさせていただいてまして、三国谷委員から9月29日付けの質問と10月1日付けの質問、2種類ございます。それに対する回答ということでお配りしております。質問要旨については、回答のほうにも書き記しておりますので、回答の方を事務局のほうで通読させていただきたいと思います。

それでは読みます。

1 青森市長の給料月額についてということで、1つ目の質問要旨ですけれども、青森市長の適正な給料月額について、試算として100万円程度と示したにもかかわらず、それを100万円と決定した根拠・理由は何か。正規分布曲線を用いると何故適正な額が算出されるのか。という質問でございます。

それに対する回答ですけれども、会長試算で用いた正規分布曲線は、財政力指数等財政状況に係る複数の指数について、中核市43市の分布を示したものである。そして、中核市43市の中における青森市の分布位置を明らかにした上で、市長の給料水準も、中核市43市の中においては当該財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすべきとの考えをとったものである。つまりこれは、中核市43市の市長の給料水準の比較により青森市長の給料月額を決定したことに類するものである（単純な数値や順位の比較によって決定したのではなく、平均値からの偏差の度合いを勘案して決定したのである。）。正規分布曲線を用いると適正な額が算出されるのではなく、正規分布曲線を用いて中核市43市の中における青森市の分布位置を明らかにしたのである。

このとき、中核市43市の比較にはどのような意味があるか。

市長の給料月額を検討するに当たっては、昭和43年自治省行政局長通知により、近年における消費者物価指数の推移、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の市長・副市長の給与月額、青森市特別職職員の報酬額等の推移、一般職の職員の給与改定の状況を参考とすることが要請されている。このうち、の給与改定には、

情勢適応の原則や均衡の原則が働いており、民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられている。一般的に多くの自治体において、市長の給与は、当該自治体の特別職報酬等審議会の審議を経て、同通知の要請によって当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられるから、青森市においても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することによって、結果として、間接的にはあるが、消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができると考えられる。更に、市長の職責は地方自治法によって定められ、自治体共通であり、その権限・職務内容も中核市であればほぼ共通していることから、他の中核市の市長の給料を勘案することは、職責・権限・職務内容に見合った額という意味でも、理に合っていると考えられる。したがって、中核市 43 市の市長の給料水準の比較により青森市長の給料月額を決定することは、参考とすべき諸事情をほぼ網羅していると言えるのであり、合理的であると考えられる。

以上のことから、正規分布曲線を用いて、市長の給料水準を財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすると、平均額から標準偏差の値を減じた額と平均額から標準偏差の値の 2 倍を減じた額との中間の額が適当な水準と考えられ、会長試案として 100 万円程度、ある程度の幅を持つと 98 万円から 103 万円までの間という額を示したところである。もとより、当初から 100 万円と決めていたわけではないが、98 万円から 103 万円までの中間で、かつ、市民にも分かりやすい額として提示したところであり、当該額をもって審議会で判断したものと認識している。ということです。

次の質問ですが、2 議員報酬算定の基準方式について、ということで、質問の一つ目ですが、質問要旨は、会長試案では、廣瀬方式「 国会議員の歳費を基準とする考え方」と「 当該団体の長の給与額を基準とする考え方」を採用しているが、「 国会議員の歳費を基準とする考え方」を採用した理由は何か。というものでございます。

それに対する回答は、廣瀬講師が提唱する議員報酬算定の方式 7 種類のうち、算定が事実上困難なもの及び参考程度と捉えるべきものを除くと、実際に検討に値する選択肢は、及び であると考えられる。ということです。

次の質問ですが、質問要旨は、青森市議会議員と国会議員とでは、議員報酬と歳費の額や職務内容のレベルが違いすぎることに、地方公務員である青森市職員と国家公務員とでは給料表・俸給表の構造が異なること、この方式が正しいのであれば、全国の市議会議員の議員報酬はすべてこの方式で算定すればよく、全国の市議会議員の議員報酬は給料表毎に統一されることになること、等の理由から廣瀬方式は採用するべきではないと考えるがどうか。と言う質問でございました。

それに対する回答ですが、廣瀬講師が提唱する議員報酬算定の方式のうち、「 国会議員の歳費を基準とする考え方」は、国会法第 35 条の趣旨を踏まえ、公選職の議員は選挙で選ばれることのない一般職公務員よりも高額な歳費・議員報酬を受けべきであるとの考えのもと、国会議員の歳費と国家公務員の給料の最高額との割合を求め、その割合（関係）を、地方議会議員の議員報酬とその自治体の一般職公務員の給料の最高額にも当てはめようとする考え方である。

この方式は、その自治体の一般職公務員の給料月額を算式に用いることによって間接的に情勢適応の原則や均衡の原則等諸事情を反映させることができる（一般職公務員の給料月額は既に諸事情が反映されて決定されている）ほか、国会議員の歳費を基準とすることによって、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、地方分権時代にあつて従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えられるところである。

したがって、これは国会議員の歳費と国家公務員の給料の最高額との割合を当てはめようとするものであつて、歳費の額のみをもって算定したり、国家公務員と地方公務員の違いに着目したりするものではないから、歳費と議員報酬との額の違いや公務員の給料表・俸給表の構造の差異は、考慮すべき要素ではない。

更に、国会議員と地方議会議員とではその職務内容が違ふとはいえ、公選職という身分を有する点では同じであり、地方分権時代にあつて議会の機能・権限が拡大し、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員であることを考慮すれば、その活動とその対価を軽々しく扱ふことはできない。現に、平成20年の地方自治法改正により「報酬」が「議員報酬」に改められた際、三議長会が、従来の「報酬」から、国会議員の職務遂行の対価の名称となっている「歳費」又は「地方歳費」に改めるべきであると要請していたことを考慮すると、地方議会議員の活動とその対価を検討するに当たり、その基準を国会議員に求めることは、何ら不合理ではないと考えられる。因みに、昭和31年の地方自治法改正により地方議会議員に期末手当を支給することができるとされたのは、国会議員との権衡を考慮したものである。

また、この方式によると、同一の給料表を規定する自治体では議員報酬も同額となることもあり得るが、その額は一義的に地方議会議員の活動の対価としての基準値であるとも考えられる。当然のことながら、各自治体の判断によって、その基準値に加減がなされることはあり得るものである。
というものです。

次の質問ですが、質問要旨は、議員の活動状況を調査し、その調査結果をもって議員報酬の額の検証をすればよいのではないかと。というものでございます。

それに対する回答ですが、議員の活動状況を調査し、その調査結果をもって議員報酬の額の検証を行うべきとの考えには、大いに賛同するものである。

議員の活動状況を調査することは、廣瀬講師の「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」とも共通する。また、山梨学院大学の江藤教授は、議員報酬額決定の要素として「首長等の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定する」ことを挙げているが、そのためには議員の活動状況の調査が必須である。そして、実際にその調査を行つて議員報酬の額を決定したのが三重県議会であり、その内容については高く評価されているところでもある。

ただし、その調査を実際に行ふべきは、当事者たる議会であつて、まさに三重県議会のように、議会自らが外部有識者からなる調査会を設置するなどし、議員報酬のあり方を住民に十分説明できるよう、適正水準やその根拠を示そうとすることが重要であると

考える。山梨学院大学の江藤教授は、議員報酬は議会自らが住民とともに考えることが前提であり、特別職報酬等審議会等の報告書や答申を素材に議会自らが議論し、住民との意見交換会を踏まえて議会が責任を持って決定する必要があると述べている。

しかし、その調査には相当の期間を要することが想定され、事実、三重県議会は1年間をかけて調査を行ったところであり、当審議会はそれを想定していない。当審議会は、市長の諮問を受けて議員報酬等の額を審議するものであり、議員の活動のあり方の検討や活動量の測定は権限外である。青森市議会自らが、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策等を構築して一層の理解を得られるよう努め、責任を持って議員報酬について議論することを、今後の期待としたい。

回答については以上です。

福士会長

これらについては三国谷さん、何かございますか。他の委員の方も。

三国谷委員

はい、今ここに書かれてあることは、初めて聞いたことが多いんですけども、会長さんと事務局がこういう共通認識にたっているんな試案をお作りになったんだということが今ようやくわかったんですけど、こういうのはもともと確かに事務局のほうから様々ここに書かれてあることは著作からの引用だというような形で、こういうことも考えられますと、というようなことで、何らそれについては議論されていないし、ましてや国会議員の歳費については、会議概要を見たとしても3回ぐらいしか話して(ない)これほど詳しいこと書いてないです。中身について議論はありましたけど。まあそういうような形で。どうしても共通の認識というのは、少なくとも私においては、ここに書かれているような認識にはなかったということです。これが全体に関する意見、かつ苦情であります。

それともう一つ、この1でも2でも盛んに言っておりますけれども、例えば43市の市長さん、1の(市長の)給料月額のところをいくと、正規分布について、中核市43の市長さんの給料を考慮して正規分布表でやると、結果としてそれが4つの要因を間接的であるけれども結果的に満足するところについております。会長さんそうですよね。だから43市の値を参考として決めることは、青森市の市長さんを決めるに当たって昭和43年の局長通達にある4つの、資料にいう4つの要件を考慮しなさいとってあるその要因を結果的に考慮することになると。それは一般論としては正しいだろうけど、じゃあ現実はどうかということ、平成24年の審議会の際にも類似のような資料が出されておりますが、そのときは中核市は41でありました。で、今は枚方市と那覇市が入って43になっておりますけども。24年の41中3つが、今26年の資料を見ると41のうち3つが改正されています。3つがすべて減額改定であります。ところで、今出されている中核市の数値というのは24年の数値ですから23年以前の数値なんですよ。いつやったのか私わかりませんが、少なくとも23年以前のやつです。とすれば、今は物価変動とか社会の情勢変動とか、あるいは民間給与の実態だとかそういうのを考慮しなさいと言ってるけれど、

今は昨年来アベノミクス効果と称して、物価が上昇しているし、民間の給料は上がっているし、すべてそういう右肩上がりのトレンドになりつつあります。24年に使ったとき、今も使っている中核市の数値はすべて右肩下がりのトレンドなんですよ。条件が全然違う。だから、理屈とすれば、タイムリーな形でそれ使っているのであれば、比較するのであれば、確かに間接的であるけれども、他の市町村の、いや他の市の数値を使うことは間接的には充足するだろうと言えるかもしれないけど、全然傾向、トレンドが違うものをただもってきたとして、それがどうしてゼロベースでのオリジナルなやり方なのかも私はおかしいと思うんですよ。傾向が違うからです。その傾向が同じであれば一つの目安として使えるかもしれないけど、それらについて何らの検証はなされていない。くどいようですけども、今初めてこういう形で偏差値の2倍を乗じた（標準偏差の値の2倍を減じた）とかですね、平均値をとくそういうのを初めて言っているけど、前はただグラフを出しただけです。グラフは98万から103万と言ってまして、その中について、ずっと何度も会議概要を検証しましたけれども、なぜに98万から103万の間の100万円が妥当な金額適正なのかということは何ら一度も論議はされていない。これでも同じですね。そのところ結果的には数字はいいんだとしてもですね、そこら辺は会長さんが自らおっしゃっているように算定根拠を明らかにしないとイケない。そうすると提案するにも弱いものがあるというふうにおっしゃってますけれども、だからきちんとした根拠を示さないといけなと思いますということを行っているんであります。

あとは、国会議員のことについてもこの前から言ってますけれども、指定職俸給表の作りが違う。行政職給料表は一般職の給料。だから民間の労働者の給料を考慮して作ってるものだけれども、指定職俸給表はもともと役員報酬を基にして作っているもので成り立ちが違うものだと思います。私が知っているのはそこまでですけども、だからそれをこういう形で本当に使えるのかっていうのを何ら議論・検証されていない。会長の主張として、ここに（三国谷委員の質問への回答に）そんな気にすることはないようなことは書いてるけども、きちんと理屈をしっかりと検証すべきことがなされていないのではないかということから書いた次第であります。まあ、書いてあることは書いてあることとして、納得するかどうかは別にしても、わかりましたが、そのような疑問点は何ら解消されていません。

福士会長

例えば、今までの過去（の審議会）を踏まえながら議論した（ことを）参考として出したということは、確かにそういう部分はあるでしょうね。やっぱり、とりあえずはこれまでのいきさつっていうものを考慮しながらってことがあっていいだろうと思うんですけどね。ただ水準としてどうかということってなると、まあ不条理な乖離幅が出た場合はまた審議会で議論していただくということにもなるかと思うんですけどね。今の段階では、私は一応妥当性のある金額ではないかと思ってましたけどね。

三国谷委員

金額についてはそうだけれども考え方としてどうかということです。

福士会長

ですから、今おっしゃったようなことは、私もなるほどなって思うような部分が少なからずありましたので、今後の課題として取り上げさせていただきたいなと思ってます。まあ、次は私がいるかどうかはわかりませんが。

あと、皆さん他にございますか。

木村委員

特になし。

福士会長

そうですか。それではですね、次に三国谷委員から、三国谷委員算出の私案のようなものが提出されているということでお聞きしてるんですが、その説明をお願いしたいと思うんですが。

木村委員

会長、どうなの、一回決まったんじゃないの？

福士会長

まあ、私もそう思うんですけどね。

木村委員

どうということなんですか。

三国谷委員

これは決まっています。ただ、(前回審議会で)口答(での提案)だったので、それを7.4%と書いたものを出しますかといったら、出してくださいといったら出ただけです。

木村委員

その辺はっきりしなきゃ、もう1回やり直すの？

福士会長

いや、そんなことはしませんよ。

だから、参考意見とか、附随事項という形でこれお出しになったんでしょ？

三国谷委員

前回、会長試案として3つ出ました。4つめとして正規分布表を使ったものが出て、今資料として配付されましたよね。その際、もし意見があれば出せという様なお話だったので前回。で、私は、従前と同じようなやり方、7.4%比率を使ったやり方がいいと思

いますと提案したわけですよ。それは、否決されて最終的に のアで決定しました。で、それで終わりです。ただ、口答での提案だと記録に残らないんじゃないですかという事務局のほうで、じゃあ書くんだったら書いて出してくれればいいんじゃないですか、ということで出ただけで。これについて議論するんじゃないで、ただ私の考えは変化率 7.4%を使って出すとこういうことになりますと、ただそこだけです。これについて、だから皆さんのやり方が間違っていると、そんなつもりは何もありません。

福士会長

わかりました。それじゃあですね、どうですか、これかなりありますから、議論いろいろあっても時間の関係が。

三国谷委員

結論は、前回の 7.4%でやると 58 万 6 千円くらいになりますっていうことを、ただそのように書いてあるだけです。

福士会長

そうですか。はい、わかりました。じゃああとで皆さん、よく御覧になっていただいてですね、今後の何かあった場合の参考資料として使ってください。

では、答申案について事務局のほうから。

山谷人事課長

それでは、お配りしておりました答申案について通読いたします。

まず、表紙の文言ですが、当審議会は、平成 26 年 7 月 22 日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致しますというものです。

一枚めくっていただきまして、答申の具体的な内容についてですが、1 ページ目です。

1 審議会の結論。市長等の給料等の額。市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適当である。なお、その条例改正に当たっては、市長及び副市長の給料額に係るいわゆる上限制について、廃止することが適当である。改定額だけ読ませさせていただきます。市長、副市長、市議会議長、市議会副議長、市議会議員の順に改定額を読みます。改定額、市長 100 万円、副市長 78 万 8 千円、市議会議長 65 万 9 千円、市議会副議長 60 万 4 千円、市議会議員 58 万 1 千円。改定実施時期。改定の実施時期については、平成 27 年 1 月 1 日とすることが適当である。

2 ページ目です。

2 諮問事項(1) 青森市における市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額は適正であるかどうか。(2) 見直すとすれば、その額はいくらか。また、改定の実施時期はいつからが適当か。

3 審議内容。特別職の職員の給料等の額については、平成 15 年に改定されて以来、

条例本則における給料等の額の改正はされないままとなっており、現在は、市長及び副市長の給料は市長決裁による削減を実施し、議員報酬は条例附則における削減を実施している状況である。今般、市長の諮問を受けて、条例本則に規定された市長等の給料等の額が、適正な額となっているかなどについて、本審議会は、ここは、審議会の回数を後程入れます。 回の審議を重ね、その概要は次のとおりである。

(1) 額が適正であるかどうかについて。まず、諮問事項(1)の、市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額が適正であるかどうかについて審議したところ、市長及び副市長の給料については、平成15年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較において上位水準に位置していること、給料の上限額を条例に規定していることが問題としてあり、議員報酬については、平成15年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較においては中位水準に位置していること、特例措置としての10%削減は本年11月25日までで終了し、その後は条例本則の水準に戻ることに、平成20年の地方自治法改正の趣旨、議員活動を広く捉える、を反映した議論がなされていないことが問題点としてあり、これらのことを踏まえたうえで、適正ではないとの認識に至った。

(2) 額の見直しについて。これを受けて、次に、諮問事項(2)の、適正な給料等の額について審議した。

ア 市長及び副市長。最初に、市長及び副市長の給料の額の審議に当たっては、従来との比較や削減率の数字が先走るのではなく、できる限りゼロベースでアプローチし、本来あるべき妥当な金額を求めることを確認した。

まず、昭和43年自治省行政局長通知により、審議会において参考とすることが要請されている資料を活用することについては、一般職の職員の給与改定には均衡の原則により民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられているところ、一般的に、他自治体の市長の給与は、当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられることから、青森市においても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することにより、結果として、間接的にはあるが、消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができるのではないかと考えられ、更に、市長及び副市長の職責は自治体共通であり、その権限・職務内容も中核市でほぼ共通であるから、他の中核市の市長等の給料を勘案することは理に適っていると考えられる。

そして、単に他の中核市の市長等の給料を勘案するだけではなく、青森市の財政規模に応じた水準というものを考慮する必要があるのではないかと考えられることから、財政状況をベースにした上で、類似団体との比較によって金額を導くこととした。

具体的には、単純な数値や順位の比較ではなく、財政状況に係る複数の指数について、正規分布曲線を用いて、中核市43市の中における個々の中核市の分布を表し、青森市の分布位置を明らかにした上で、市長の給料の水準も、中核市43市の中においては当該財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすべきとしたものであり、それによると、平均額から標準偏差の値を減じた額と平均額から標準偏差の値の2倍を減じた額との中間の額が適当な水準であると考えられることから、その結果、市長の給料の額は100万

円に決定したものである。

副市長の給料については、市長の給料月額と副市長の給料月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市長及び副市長の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額は 78.8 であり、市長の給料月額 100 万円に（100 分の）78.8 を乗じ、78 万 8 千円と決定したものである。

イ 市議会議員。次に、議員報酬の審議に当たっては、市長及び副市長の給料の額の審議と同様に、従来額との比較ではなく、できる限りゼロベースでアプローチするため、まず初めに、議員報酬についての複数の研究者の具体的な論述に触れて、議論のベースとなる共通理解を深めた。

議員報酬を考える前提として、住民代表として、首長に追随するのではなく、よりよい地域経営を目指している議員への報酬の議論であること、議会・議員には恒常的な活動が求められており、平日議会を想定しなければならないこと、議員の資質については、幅広い層の人が議員になることを善しとすること、これら 3 点を認識した上で、生活給はベストとはいえないが現時点で採用できるベターな方策であり、議員報酬の議論の到達点として、単なる行政改革の論理、すなわち削減の論理で議論すべきではなく、議会を充実させる視点での議論が必要であること、議員報酬と議員定数とは関連性がないこと、議員報酬額決定の要素として、1、地方分権時代には従来とはまったく異なる責任を議会が負い、その議会を担う議員を創り出さなければならないこと、2、特定の層だけを議員としないために、サラリーマンも退職して生活できるような、生活給的な水準でなければならないこと、3、議会活動だけではなく、調査研究、議案の精読などの議員活動も対象に含めなければならないこと、しかし、その議員活動を分類することは困難であること、4、議員と同様の公選職である首長の給与を基準にすること、首長の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定すること、などについて確認した。

これらを踏まえたうえで、議員報酬については、研究者による議員報酬算定の複数の考え方や方式を参考にして検討した結果、当審議会としては、国会議員の歳費を基準とする考え方のうち、国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめるという方式に賛同し、議員報酬月額を算定したところ 58 万 1 千円となった。

加えて、一般職職員のトップである部長級の給料月額の改定状況を見てみると、給料表上の部長級の最高号給の平成 15 年から平成 26 年までの変化率がマイナス 7.4% であり、この率を基に議員報酬額を算定した結果 58 万 6 千円となり、概ね同程度の額が導き出されたことも検証されたことから、議員の議員報酬を 58 万 1 千円と決定したものである。

議長及び副議長の議員報酬については、副市長の給料月額決定の考え方を踏襲して、議員の議員報酬月額と議長及び副議長の議員報酬月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市議会議員の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、議長については、議員の議員報酬月額を 100 としたときの議長の議員報酬月額は 113.4 であり、議員の議員報酬月額 58 万 1 千円に（100 分の）113.4

を乗じ、65万9千円と決定し、副議長については、議員の議員報酬月額を100としたときの副議長の議員報酬月額は103.9であり、議員の議員報酬月額58万1千円に(100分の)103.9を乗じ、60万4千円と決定したものである。

ウ その他。なお、複数の委員から、他の算定方法を推す声も上がり、結果として多数決をもって国会議員の歳費を基準とする考え方とそれにより算定された58万1千円を採用したのであるが、審議に当たっては、様々な角度・視点から、様々な諸事情を勘案することが必要であるところ、当審議会においても、各種資料を参照の上、複数の算定方式による議員報酬額について検討したものであり、その額はいずれも概ね同水準であった。このことを踏まえ、もとより審議会として必ずどれかひとつの算定式に決定しなければならないわけではないのであるが、一定額を決定するに当たって多数決をもって決したところであり、その意味において、他の要素・考え方を排除する意図ではなく、あくまでも複数の要素を総合的に検討した結果であると考えている。

また、当審議会が採用するに至った国会議員の歳費を基準とする考え方について補足すれば、一般職の給料月額を算式に用いることによって間接的に均衡の原則等諸事情を反映させることができることはもとより、国会議員の歳費を基準とすることにより、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えられるところである。

(3) 改定実施時期について。改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、平成27年1月1日とすることが適当であるとの結論に達した。

4 附帯意見、審議会からの要望。(1) 市長及び副市長の給料について特例的に減額をしようとするのであれば、条例の附則において期間を明示し規定するべきである。(2) 議員報酬については、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議論することを要望する。(3) 議員の活動状況は市民にわかりにくいことから、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策や体制を検討し構築することを要望する。

以上です。

福士会長

はい、どうもありがとうございました。以上について、皆さん、御意見、御質問等ございますか。

三国谷委員

はい。ちょっと聞きますが、これ、一つひとつやっていくんですか。全体これでいいですかという聞き方してるんですか。

例えば、1ページのところから、大変気になる書き方がありますがけれども。各ページにわたって、必ずしも事実とそぐわないことが書かれてあるようなので、それ、一つひとつやると、また手間がかかりますよね。発言していいんですか。

福士会長
どうぞ。

三国谷委員

はい。であれば、まず 1 ページ、市長等の給料等の額の 2 行目。なお、その条例改正に当たっては云々とありますけれども、これ、条例を作るにあたっては、こういう書き方でいいんでしょう、間違いがないのかもわかりませんが、私はこれ、ストレートに、次期議会で上制限を廃止するように条例を改正すべきだというふうに、きちんと書いたほうがいいと思います。

福士会長
そうですか。

三国谷委員

だから、この条例改正に当たってはというと、何かいつになるのかよくわからないので、次期のというふうに明確にしたほうがいいと思います。

福士会長
どうですか、これについて。現実的ですか。

山谷人事課長

改定実施時期について、27 年 1 月 1 日という答申ですので、当然、27 年 1 月 1 日に改定がされるように手続は進めます。

三国谷委員

条例改正するって意味？

山谷人事課長
ええ。

三国谷委員

だから、その辺、金額だけではなく、次期の条例改正の際に上制限を撤廃するとききちんと書けばいいんじゃないでしょうかと言ってるんです。次期の。無駄かどうかわかんないけども。そうするとはっきりして。

次期っていうのは、次のっていう意味で、次の議会に提案するんでしょ。だから、次の議会に条例改正する時期を明確にする。上制限撤廃の条例を策定する時期を明確にするっていうことを言ってるんですよ。

佐々木委員

一番最後の改定実施時期のところに全部含まれませんか。私は含まれると解釈したんですけれども。どういうもんですか。

福士会長

条例の改正はこの金額と実施時期とこの（上制限の）廃止。

三国谷委員

それが担保されれば。条例の書き方だからよくわかんないんですけど。

福士会長

これは、議会でどういうふうな決め方するかは…。

三国谷委員

いや、議会で決めるのかどうかは別にして…。

福士会長

我々の要請としては、この1月1日に条例を全部改定してほしいということで、そういう考え方でしょ。

敦賀委員

要は、12月議会に出しなさいという、そういう意味でしょ。

三国谷委員

（議会に）出す際に、条例を作るのは市長さん、提案権をもってるのは市長さんですから、市長さんにおいては、条例を作成、改正案を作成する時に、額だけではなく、上制限を撤廃するような条例改正案を作れば、作ったものを議会でどうなるかそれは別の話ですけれども、市長さんにおいてはきちんと…。

福士会長

でも、ここにはそれは含まれていると解釈すべきではないですか。

田村委員

上制限を撤廃することが適当であると。

木村委員

改正実施時期って書いてあるでしょ。

敦賀委員

そう、はっきりしてますよ。

木村委員

ということは、この時期はいつかっていうと27年1月1日ということで、これ全部含んでるわけですよ。

福士会長

額も条例も全部含んでこれでやってくださいと、そういう解釈でよろしいんじゃないですか。

三国谷委員

わかりました。ということで、上限制が撤廃された案が作られるということでわかりました。

福士会長

これは、改めて誰か補足してもいいですが、これで大体みんなそういう解釈すると思いますよ。

後はどうでしょう。

三国谷委員

なければ、私いいですか。

2ページの3審議内容の1行目、「特別職の職員の給料等の額について」云々と書いてるんですが、これ、審議会条例の第2条では「特別職の職員の報酬等の額」というふうに書かれているので、そういうふうにすればいいんでないかと、ただ技術的な話ですが。なぜ、わざわざこういうふうに書くんでしょうか。

山谷人事課長

すいません。もう一度お願いします。

三国谷委員

審議会条例第2条では、「特別職の職員の報酬等の額について」云々と書いているので、ここでは、「特別職の職員の給料等の額について」と、特別職の「給料等」を「報酬等」の額と何故にできないのかと思っただけです。

条例に合わせれば、審議事項が、審議するのは「報酬等の額」と書いていますよね。

木村委員

「報酬」と「給料」の違い？

三国谷委員
そうそう。

木村委員
これは「報酬」じゃないの？「給料」でいいのかな。

山谷人事課長
ここは、わざと「給料」にしています。市長は「給料」で、議員は「議員報酬」…。

木村委員
わかる。市長は「給料」でいいな。

山谷人事課長
ここを「報酬」とすると、実は不正確なんです。

木村委員
そうか。

福士会長
いいんじゃないですか。あとはどうでしょう。

鎌田委員
なんだか、国語の時間みたいな直し方なんですけれども、同じく2ページの(2)のアのところですけれども、今までの話し合いでいくと、従来の額との比較や削減率の数字が「先走るのではなく」、「先行させるのではなく」…。

福士会長
どこですか。

鎌田委員
2ページの(2)のアです。削減率の数字が「先走るのではなく」っていうよりは、「先行させるのではなく」って言ったほうが、なんか、読み手としてはストーンと落ちるんですが。

木村委員
うん。そのほうがいいな。そうだ。

鎌田委員
読み手としては、ストーンとくるんですが。

山谷人事課長

実は、第2回の議事概要の11ページ目の1番下のところで、松宮委員の発言で、「削減がなんぼだとか、こういう数字が先走ってではなくて」、っていうところをちょっと引用しておりましたので、言葉を別にこうじゃなくて変えるっていうのであればそれはそれで。

木村委員

引用はわかりました。わかりましたけれども、ここは「先行」でしょうね。

福士会長

そうですね。

はい、そのほか。

三国谷委員

2ページの3審議内容の(1)額が適正であるかどうかのところですけども、上から5行目、「平成15年から見直しがされ(ていない)」云々と、「反映した議論がなされていないことが問題点としてあり、これらのことを踏まえたうえで、適正ではないとの認識に至った」と、こうあります。ただ、これは確かにこういう、同じようなことを山谷人事課長さんもおっしゃってるけれども、特にこの議論はされてない、内部で議論してないので、私はこれは事務局からそういう指摘があったんで、その指摘を前提として審議を行ってほしいと言った、そういう感じだと理解したので、これ、事実即して扱う問題点と指摘があるとの事務局からの指摘事項を前提とした審議を行ったんじゃないでしょうか。それがひとつ。

2つ目。この4番目の「平成20年の地方自治法改正の趣旨を反映した議論がなされていない」と、本来、誰が議論すべきところを議論しなかったとか、日本語うまく言えないですけども、どういうことなんでしょう。意味がわからない。

ここの出典は第2回目(審議会会議概要)の4ページですよ。

山谷人事課長

この部分につきましては、第2回の会議概要の4ページの上の部分ですけども、資料25-01の論点整理した部分で、問題点として列挙して事務局から説明させていただいて、そういうような問題点があるということで、共通認識をいただいたものというふうに思っております。

三国谷委員

共通認識していただいたと。

福士会長
よろしいですか。

三国谷委員
いやいや、そうでなく、例えばついでですから、この趣旨を反映した議論がなされて
いないってのはどこでなされていないんですか。これ書いた人。
だから、本来議論をされるべきものであったけれども、しないままにきたことが問題
だと言ってるわけでしょ。だから、いつどこでこう議論すべきだったのという話。

山谷人事課長
ですので、平成 15 年から見直しがされていないので、(見直しされて)いないという
ことはその間、平成 20 年の改正の趣旨は(議論として)反映されていない。

三国谷委員
だって、24 年に審議会開いたでしょ。で、そこでそういう議論はされてなかったの？

山谷人事課長
されてなかったですよ。

三国谷委員
そう。なんだか意味わかんないな。されてないんであれば、されてませんってその時
しゃべればよかったんじゃないですか。
で、それが…。そう、意味わかんないな。
これは、皆さん全員がこの共通認識に立ったからいいと。そう。ま、私は(共通認識
に)立ってませんので、わかりました。
同じことは、2 ページ目の下から 4 行目以下でも、これ、どうしても気になるんです
よ。さっきから皆さん間接的に、その 4 つの要件を満足するんだと言うけれども、時期
が違うんだから、ただ、一般、総論的にはこういうこと言えるだろうけれども、本件具
体の案に関しては、何も 4 つの要件を満足してないと思いますよ。だから、ただこうい
うふうなことばかりじゃなくて、具体的に即していかないと、これを前提にした上で 100
万円にいくんでしょうから。
御理解いただけないでしょうか。すいません。

福士会長
類似団体もそうですけれども、類似団体の一般職員の給料とか、それから青森市役所
の職員の給料とかそういったものも、中で変動してきてるわけですよ。そういったも
のが、おのずと盛り込まれているというふうに解釈できませんか。

三国谷委員

できませんね。だから、さっき言ったようにトレンドが違うからです。

福士会長

トレンドって言いますと？

三国谷委員

ですから、さっきも言ったように、43 中核市のうち、38 市についてはそのままなんです、変わらず。24 年の審議会の資料と数字が同じですから。だから、それは、たぶん 23 年以前の数字なんですよ。市長さんたちの給料は。だから、一般的にはこういうことも言えるかもしれないけれども、今回、青森市の市長さんの給料の額を決めるに当たっては、この考え方をそのまま持ってきてはいけないだろうと、こう言ってるわけです。

ただ、決まったことだから、私はそういう意見なんだけれども、事実こういうことは何も議論されてなかったんだから、削除すべきではないかと言ってるんです。結論的には、ただ、そういうふうに決めましたってだけでしょ。

敦賀委員

会長、よろしいですか。

ですから、今、三国谷委員、議論されてないとおっしゃるけれども、議論になってるんですよ。で、間接的にという部分があるので、これはこれで妥当性はあるんじゃないかなと、私は思いますけども。直接ではないですよ。直接って言えば、何%物価上がったとか、給料何%下がったとか、そういう数字が出てくるんですけど、総体として、トータルで影響を与えていると、間接的に。そう捉えれば、私としては納得いくということはありませんけども。

三国谷委員

だから、民間の給料も上がってるし、物価も上がってるし、いろんなものが上がってるから、今回、市長さんの給料を、現実、今もらっているやつを 100 万円にするというのは、そういう理解でもなるんですよ。

敦賀委員

民間の給料は、確かに一部では上がってるけれども、過去の減額の積み重ねなのであって、それはもうダウンしてる。物価事情を考えればね。そう捉えるべきでないかな、傾向としては。

三国谷委員

でも、人事院勧告では、民間の給料が上がっていると書ききってますよ。

敦賀委員

あれは、一定のところを調べてるだけですからね。じゃあ、青森県のほとんどの企業網羅されているかって言えば、それは有り得ない。

三国谷委員

その議論はちょっとまずいのであって、それやると、そもそも人勤制度否定することになるので。人勤制度は、事業規模 50 人以上、いろいろな要件を課してるけども、それを前提に全て決めてるので。

松宮委員

今のは、三国谷委員、私、ちょっと違うんじゃないかなと感じるんですけどもね。

今、ここで言ってるのは、市長及び副市長の給料ですよ。市長及び副市長の給料については、中核 43 市と比較しようと、なぜならば、中核都市のそういう部分の市長には、やはり、市長としての職責はある程度勘案しながら、あるいはそれぞれの地域の賃金の状況なり物価なり、ある程度そういうのを勘案して決められているだろうと。それぞれがですよ。その中で、しかし、そうは言っても、青森市の場合は、財政力の問題、これはどこの市もあるわけですけども、青森市の財政力の問題、あるいは財政のリスク、将来的なこと、これを含めた場合は、やはり、その規模、青森市の実力にあった状態でやればいいんでないかっていうのが今回の新しいグラフなわけですよ。

三国谷委員

はい、そうです。

松宮委員

だから、それらについては、今、三国谷委員が心配されたような要素は、今回の 100 万円の中に組み込まれている。

私はそういう理解している。で、その部分に、市長、副市長については、この決め方が妥当なんじゃないかと、こういう考え方をしてます。

三国谷委員

そうそう。で 100 万円と決まったことについては、もう元に戻すつもりは何もないというのは前回も言ったとおりです。私は何回も言ってるけれど、多数決で決まったことについて、元に戻すというのはおかしいこと。そう言っているのではなく、事実としてこういう議論がなされていないのをあたかもこう書けば、議会の人達が見たときに、こと細かくこういうこともきちんと議論したうえでやったのかなと思ってしまいうだろうと。だって、全国 43 中核市のうち市長さんの給料変動とかがっていうのは必ずしも報告はなかったし、私たちはわからなかったですよ、私はわからなかったよ。だから新しいやり方として、ああいうふうに正規分布やるのは何も悪いと言ってないじゃないですか。ここで決まったことだから、それは、青森市オリジナルのやり方でやろうというのはそれ

はいいいし、100万円がおかしいというつもりは何もない。ただ事実としてこういうふうな形で、理に適っている、そうだよねと、10人の委員がこういう全員議論してそうだよねというふうに決まったかのように書いているけれども、それは事実ではないと言っているだけの話。だから、削除すればいいんじゃないかって言ってるの。別に100万円に決定したってことを直すべきだと言っているわけではないんです。ただ本に書いてあることを言っただけです。

田村委員

いいですか。4ページのウのその他のところに、「複数の委員から他の算定方法を推す声もあり」というのをちゃんとあとでまとめて書かれているので、前半の、市長、議員の決め方の経緯については、ひとつひとつにいろんな意見があったのは事実ですよ。だけど、これで決まったということで、4ページにそういう総括もあるので、その辺で折り合うことはできないでしょうか。

三国谷委員

ですから、結論は何もだめだと言ってるのではなく、これを基にして、この附帯意見のところにあるように、この答申書を基にして議会で議論をきちんとしてくれとこう注文つけるわけですよ。だから、こういう議論がなされると、普通は先生方よく御存知のように、この数行のためには、何十ページにもわたるような資料を基にした議論がなされるのが普通だけれども、今言った議論は現実になされてなくて、だからそれはそれでいいんじゃないですか、数学的なセンスで正規分布表やったから、それを堂々と正規分布表に基づいて出したんだとそう書けばいいだけで、あたかもこれらが成立するというような、検証したかのごとくに、昭和43年の局長通達に基づいて検証したけれどもそれも満足するとなんかそういうふうに見えるけれども、事実やってないんじゃないかと言ってるんです。

木村委員

いや、資料として出て、ちゃんと見て、こういう結論になったわけでしょ。

今委員

資料を基に、そういう認識を持ったっていうことじゃないですかね。

福士会長

中核都市がいつ変えたかどうかはともかくとしてね、現状でやってきているということをもまず認めて、よしとしてきている中でのことです。私はそれはそれでいいと思うんですけどもね。それぞれ考え方、見方、社会情勢とかいろんな見方がある中で、現状の水準というものをとっておいて、それを財政とかと照らし合わせて100万円と出して、間接的にはそれが出てるということは、議論したかどうかはともかく適正な考え方、意見だと思いますけど。

木村委員

この答申書全体を見て、今話された4ページの、ウその他のところに、いろんな苦しい意見を述べられたこともここに取り上げて、こういう意見もあったんだけど、しかし結果はこうなったんだからということでしょ。だから、もうこれでいいんじゃないでしょうか、と僕は思いますけれども。

三国谷委員

多数決ですから、ただ意見として、今先生もおっしゃったウですけれども、必ずしも事実ではないですよ、積極的にうそかどうか疑問はあるけれども、必ずしも事実ではない。例えば、その額はいずれも概ね同水準であるということを書いていて、会長試案にある案の中で、松宮さんが、0.594はおかしいんじゃないかと0.564ではないかと言ったのに答えないままに資料として出てる。だけど今度一般に資料として出たときに、ああそうかと思ってしまう。資料は出たことは確かだけれども、これを踏まえてきちんとこうなったと言うけれども、必ずしもそうではないので、結論は、足すべきだと、必ずしも事実とピタッと合わないものは削除すればいいんじゃないですかと言ってるだけです。でも、事務局の意見を忖度してやるというのだったら、私がどうこういう話ではない。私はそれはいやですというだけです。みなさんがそれでやるというのであればいいんでないですか。

福士会長

間接的に反映されているということは、何度も、私も言ったかどうか事務局も言ってる、それをみなさんがなるほどなとある意味では納得してもらって、こういう結論に至ったと私は思ってますよ。物価がどうであったとか民間のベースがどれくらい上がったか下がったか、それは正確なデータはありませんが、そういうことを間接的に反映されているということを前提にしながら議論を進めたことについて、多くの皆さんはそれを納得しているはずだと思うんですけれども。

三国谷委員

私は皆さんの理解が違うと言ってるのではなく、私が会議概要をすべて見た限りはそのような記述されていないことがいっぱい書かれているから、今日何回も見ましたよ。具体的にどこ何ページかとすぐ言ってもいいけど時間の無駄だから、そうではなく、事実私が言っているのは、書かれていないことがここに書かれているから、議論されていなかったものについては削除すればいいんじゃないですかと言っただけです。結論を変えとか皆さんが認識していないと言ってるわけじゃないの。

福士会長

議論はしなかったけれども、そういうふうな前提で理解したということはみなさん共通してるんじゃないですか。そういう説明も事務局からなされましたし。

三国谷委員

それであればそれで構いません。ただ会議録にはそういうふうには書かれていないからです。

福士会長

ただ、社会情勢とかそういうものが今どうであるかとかそういうことは論議したことはないですよ、私の記憶ではないです。ただ、そういうことも反映されて云々ということで、私も関わりましたけれども試案が出たということは皆さんも理解しているわけですよ。うそではないじゃないですか。事実と反したことを書かれているということにはならないじゃないですか。皆さんそれを前提に議論、議決に参加しているはずですよ。

三国谷委員

すべてが、事実と反している部分もあると言っただけで、さっきも言ったように、まず第一は、会議録に書いていないこともここに書かれていると言っている、ただそれについては、みなさんは説明の中で行間の中で理解したというのであればそれはおかしいのではないかと問うわけじゃないじゃないですか。私が言ったのは意見をどうぞと言ったから、事実として書かれていないものがここに書かれていると、それはおかしいんじゃないですかと言っただけです。

福士会長

はい、わかりました。他の御意見承りましょう。

田村委員

附帯意見についてなんですけれども、今3点附帯意見付けてあるんですけれども、ずっとこの特別職報酬等審議会はこれから何年かごとに開かれて、今後も見直し、検討していくんだということは、あえて附帯意見に書かなくてもいいんですか。

福士会長

それは審議会条例によって決まっていますでしょ。

嶋口総務部長

条例では決まってないです。何年に1回というところまでは条例では決まっていないです。ただ、市長が特別職の報酬に関する条例を提案するときは報酬等審議会の意見を聴きなさいということで、考え方として原則2年に1回見直しましょうということです。

田村委員

それは、前回（平成24年審議会）以降からそうなったんですよ。

嶋口総務部長

そうですね。それまではしばらくずっと改定の必要がないということで、ずっと審議会そのものを設置してきてませんでしたので、ただこれは定期的に見直したほうがいいのではないかとということで、前回から2年に1回と位置づけられています。

田村委員

定期的な見直しというものが確実に行われていくのであれば、わざわざ附帯意見を付ける必要はないですけども、ちょっと今回なかったなのでその点はどうなのかなと思いました。

松宮委員

よろしいでしょうか。4ページの附帯意見(1)のところなんですけど、「市長及び副市長の給料について特例的に減額」云々とありますが、これは、過去の審議会においてこの辺のところは話が出てまして、そのときはいわゆる上限方式を市長はやめるべきだと、そのとおり(条例どおり)もらいなさいと、どうしても減らしたいのであれば100万円払うから77万円の差額は市長が寄附すればいいのではないかと、こういうお話が会長からあったと思うんですが、それはそのとおりやってもらわなければ困ると、確かにそうだろうなという感じしたんですが、そうではなくて、条例の附則に明示したほうがいいというのは、100万円払って寄附ってというのは、やはり不都合なんですか、そういうやり方ってというのは。

嶋口総務部長

それは公職選挙法に違反することになって、寄附行為できませんので。

松宮委員

そういうことですか。では、ここで言っている特例的にと理由というのは、どういうことを想定しているんですか。財政が厳しいとかそういうことですか。

山谷人事課主幹

ここで想定しているのは、第2回の審議会で議論したマニフェスト対応ですとか、第2回(審議会会議概要)の23ページから24ページにかけての議論の部分のつもりです。

木村委員

首長たちの給料は、その時々で、私は100万円要りません、70万円でいきます、とかいうことがあったときの特例なんですよ、そういう意味なんだよね。首長の給料というのは、首長が勝手に、上げるというのは無理でしょうが、下げるということは勝手にやる。今名古屋の市長は半額でしょう、そして議員にも下げろということでやっているんだけれども。だからそういう意味での特例なんですよ。

嶋口総務部長

さっき言ったマニフェストもあるでしょうし、例えば不祥事だとかいろんなことがあって懲罰の意味を込めて特例的に減額するという事態もあるでしょうし。

松宮委員

とすれば、上制限はなくするんだけれども、首長の判断で附則を作れば、特例として100万円から下げることができるわけですね。

嶋口総務部長

もちろん条例ですので、議会の議決が必要になります。市長の判断だけではできなくなります。

佐々木委員

今までは決裁でやっていたわけでしょう。だからそれを条文化しようとそういうことです。

松宮委員

議会を通すと。

三国谷委員

この附帯事項の、「議会は(自らが)責任持って審議会の答申を素材にして議論することを」ということで、例えば議会から答申案について質問を受けたとき、会長が行くわけですか。

嶋口総務部長

審議状況については事務局からお答えします。

三国谷委員

審議状況はですね。それでも、とにかく任期が終わるから、会長を含めてこのメンバーの誰かが呼ばれるということはないわけですね。

木村委員

委員は解散ですよ。

嶋口総務部長

答申をいただいて、それを基に市長が自分の責任でもって議案は議会に提出しますので、審議会に責任を押し付けるということではなくて、審議会からは御意見を答申という形でいただいて、市長が判断して議会に提案します。

三国谷委員

役所風に言うと、何を聞かれても、ここに書いてあるとおりですと、そうなるわけですか。これどういう意味だと言われても、答えようがない、委員がいないんだから。あとはここに書いてある会議概要とかね。その中で議員先生判断してください、とこうなるんでしょ。

嶋口総務部長

答申についてはそうです。

三国谷委員

わかりました。

福士会長

あとよろしゅうございますか。

それでは、答申案で、具体的に直そうということになったのは、2ページの、先行云々のところですが、事務局に一任してよろしいですか。

「はい」という声あり

福士会長

ではこれで了承したということでよろしゅうございましょうか。

「はい」という声あり

三国谷委員

すみません、私了承してないですけど、それ記録してください。私はこれは了承してませんので。

福士会長

それでは、多数決でいきます。

了承していただけましたか。了承する方は手を挙げてください。(挙手した者：9名)

了承しかねるという方は。(挙手した者：1名)

はいわかりました。では多数決でこれ了承ということで。

では、「先行させる」というところの文言だけ変えさせていただくということで御一任いただければ。

どうも皆さん、ありがとうございました。

今だから言いますけれど、報酬とか給料を決めるちゃんとした算式があれば、審議会はいらないんですけども、そういうものがないだけに、何を拠り所にして決めるかと

ということでは、比較的妥当性のある金額を導き出すしかないんだろうなという考えだったんですが、いろいろな議論が皆さんから出されて、その中でひとつの方向性を見出してここまで来れたというのは、本当に皆さんありがとうございました。

これをもって御挨拶に代えさせていただきます。

それから、答申は、10月15日の朝8時半から市長室で行います。ですから皆さん、立ち会いたい方は8時15分くらいまでに人事課のほうへおいでいただければと思います。

それではこれで、皆さんどうもありがとうございました。